

令和5年5月29日
財務部課税課

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の事由

令和5年度税制改正大綱（令和4年12月23日閣議決定）に係る地方税法等の改正（令和5年3月31日公布）に伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要があるため。

2. 条例改正の概要

（1） 森林環境税の創設に伴う改正

【令和6年1月1日施行】

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づき、令和6年度より森林環境税が課税される。森林環境税は国税であるが、賦課徴収は、区が特別区民税の均等割の賦課徴収の例により、均等割の賦課徴収と併せて行うものであることから、関連する規定の整備を行う。

※森林環境税

国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された。詳細は以下のとおり。徴収された森林環境税は森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に譲与される。

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000円（年額）

賦 課 徴 収：区市町村（住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払い込む

そ の 他：非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等については特別区民税に準じる。

（2） 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う改正

【令和7年1月1日施行】

給与所得者の扶養親族等申告書について前年の申告内容と異動がない場合の年初に提出する申告書の記載事項について、前年から異動がない旨の記載に代えることを可能とする。また、関連する規定の整備を行う。

（3） 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う改正

【令和5年7月1日施行】

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第91号）において、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、特定の要件に該当するものが、特定小型原動機付自転車として定義された。それに基づき、

ミニカー区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除外する改正を行う。

(4) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限の延長

【公布の日施行】

肉用牛となる飼育牛の売却による事業所得について、売却数が年間 1,500 頭までを所得割課税の免税対象とする特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 9 年度までとする。

(5) 優良住宅の造成等のための土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期限の延長

【公布の日施行】

一定の事業のために土地等を国や地方公共団体等に譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、2,000 万円以下の部分について税率を軽減する特例の適用期限を 3 年間延長し、令和 8 年度までとする。

(6) 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化

【令和 6 年 1 月 1 日施行】

エンジンの燃費・排ガス試験不正により生じた軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行 10%)を 35%に引き上げる。

(7) 軽自動車税種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し

【公布の日施行】

軽自動車税種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車(新車に限る。)を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置(いわゆる「種別割のグリーン化特例(軽課)」)について、次のとおり適用期限を延長する。また、関連する規定の整備を行う。

対象	軽減割合	対象期間
電気自動車、天然ガス車	75%軽減	令和 5 年 3 月 31 日取得分まで ⇒令和 8 年 3 月 31 日取得分まで延長
令和 12 年度基準 90%達成車 (営業用乗用車に限る)	50%軽減	令和 5 年 3 月 31 日取得分まで ⇒令和 8 年 3 月 31 日取得分まで延長
令和 12 年度基準 70%達成車 (営業用乗用車に限る)	25%軽減	令和 5 年 3 月 31 日取得分まで ⇒令和 7 年 3 月 31 日取得分まで延長

(8) その他の規定の整備

【公布の日、令和6年1月1日施行】

関係法令(地方税法等)の改正に伴う所要の整備及び引用条番号の条ずれ解消等、規定を整備する。

3. 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税、<u>区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第24条の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与</p>	<p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第20条の3 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p> <p>_____当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税若しくは区民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 略 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第24条の2 略</p>

改正後	改正前
<p>支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	
<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 前2項 _____ の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項に</p>	<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項に</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書がその提出」とあるのは「申告書に記載すべき事項についてその提供」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者がその提供を受けたとき」と、「申告書は、その受理された日」とあるのは「申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた日」とする。</p> <p>(区民税の徴収の方法等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 森林環境税は、当該区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合</p>	<p>において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書がその提出」とあるのは「申告書に記載すべき事項についてその提供」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者がその提供を受けたとき」と、「申告書は、その受理された日」とあるのは「申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた日」とする。</p> <p>(区民税の徴収の方法)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p>
<p>に併せて賦課し、及び徴収する。</p> <p>(普通徴収に係る区民税の納付額)</p> <p>第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額、<u>個人</u>の都民税額及び森林環境税額の合算額(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る区民税の特別徴収)</p> <p>第32条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条及び次条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者</p>	<p>(普通徴収に係る区民税の納付額)</p> <p>第29条 区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の区民税額及び個人<u>の都民税額の合計額</u>(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第35条第1項又は第35条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る区民税の特別徴収)</p> <p>第32条 区民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下本条及び次条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者</p>

改正後	改正前
<p>の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>
<p>第34条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>第34条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p>
<p>第35条 略</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)</p>	<p>第35条 略</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る区民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から区に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって_____当該納税者の未納に係る徴収金に充当する</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収)</p>
<p>第35条の2 区民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方</p>	<p>第35条の2 区民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方</p>

改正後	改正前
<p>法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第35条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p>	<p>法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額</p>
<p>(1)～(3)略</p>	<p>の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第32条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第35条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>2 略</p>	<p>(1)～(3)略</p>
<p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>	<p>2 略</p>
<p>第35条の6 略</p>	<p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p>
<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2</p>	<p>第35条の6 略</p>
<p>法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって</p>	<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から区に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって</p>

改正後	改正前
<p>号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p>	<p>_____当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p>
<p>(種別割の税率)</p>	<p>(種別割の税率)</p>
<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 原動機付自転車 イ～ハ 略</p>	<p>(1) 原動機付自転車 イ～ハ 略</p>
<p>ニ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>	<p>ニ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの_____を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>
<p>(2) 及び (3) 略</p>	<p>(2) 及び (3) 略</p>

改正後	改正前
<p>2 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第51条の3 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第52条第2項において同じ。）の翌日から納付の</p>	<p>2 略 (たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第51条の3 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式_____に よる納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第51条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第52条第2項において同じ。）の翌日から納付の</p>

改正後	改正前
<p>日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第52条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）</p>	<p>日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）</p> <p>第52条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 及び3 略</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）</p>

改正後	改正前
<p>第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>第11条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>
<p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略 (<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>)</p>

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の4 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第14条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受</p>	<p>第14条の3の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(付則第14条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、<u>第37条の2第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の4 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第14条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第37条の6(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受</p>

改正後			改正前		
<p>けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第39条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第39条第1項第2号イ	3,900円	4,600円	第39条第1項第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円		6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の_____の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円	第39条第1項第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に</p>			<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち、三輪以上のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に</p>		

改正後	改正前		
	掲げる字句とする。		
	第39条第1項第2号イ	3,900円	2,000円
		6,900円	3,500円
		10,800円	5,400円
		3,800円	1,900円
		5,000円	2,500円
	4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
	第39条第1項第2号イ	3,900円	3,000円
		6,900円	5,200円
		10,800円	8,100円
		3,800円	2,900円
		5,000円	3,800円
	5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第39条第1項の規定の適用については、当該軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
	6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動		

改正後	改正前
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける<u>三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車</u>（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p>	<p>車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条第1項の規定の適用については、<u>当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける<u>三輪以上のガソリン軽自動車</u> _____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける<u>三輪以上のガソリン軽自動車</u>（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000</u></p>	<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける<u>三輪以上のガソリン軽自動車</u>（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条第1項の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分</u> _____の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲</u></p>

改正後	改正前
<p>円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>8 前各項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第15条第1項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第15条第1項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句_____とする。</p> <p>9 前各項の規定の適用がある場合における第39条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第15条第1項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第15条第1項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>（施行期日）</p>	
<p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	
<p>（1）第39条第1号ニの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の区税条例（以下「新条例」という。）附則第15条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日</p> <p>（2）第20条の3第2項、第27条の見出し及び同条第2項の次に1項</p>	

改正後	改正前
<p><u>を加える改正規定並びに第29条、第32条、第35条、第35条の2及び第35条の6の改正規定並びに附則第14条の4の改正規定及び附則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに第5条第1項（新条例附則第15条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定</u> <u>令和6年1月1日</u></p>	
<p>(3) <u>第24条の2の改正規定及び次条第2項の規定</u> 令和7年1月1日</p>	
<p><u>日</u> <u>(区民税に関する経過措置)</u></p>	
<p>第2条 <u>前条第2号に掲げる規定による改正後の区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>2 <u>新条例第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき区税条例第24条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u></p>	
<p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p>	
<p>第3条 <u>新条例第39条第1号ニ及び附則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>2 <u>令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の区税条例附則第14条の4及び第14条の8第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>3 <u>新条例附則第14条の4第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>る規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>新条例附則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u></p>	